

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	廃棄物処理建屋地下1階において、弁点検用の架台設置工事中の協力企業作業員が、グラインダーで溶接前の架台の磨き作業を行っていたところ、はねたグラインダーが当該作業員の右太ももに当たり負傷したため、救急車を要請し病院へ搬送。診察の結果、右太もも挫創と診断された。	A s	1月16日公表済 (PDF56KB)

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	主タービンリフトポンプ（C）定例試験において、運転時の出口圧力値に参考値外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	主タービンリフトポンプ（E）入口フィルタに「要洗浄」の状態表示が認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
3	3号機	主タービンリフトポンプ（C）入口フィルタベントライン付け根部に油の漏えい（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	サービス建屋換気空調系空調機入口空気温度計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
5	3号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）駆動部カバー下部シール部にほう酸水のリーク（数滴/時間）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	タービン建屋2階換気空調設備制御盤室入口扉空気駆動開閉装置に閉動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
7	6号機	主蒸気逃し安全弁（C）リミットスイッチ用フレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
8	6号機	国へ提出する「設備在庫報告書」記載の制御棒駆動機構製造番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	その他	「搬出物品確認申請書・確認書（A）」の所有者区分欄に記載間違いが認められたため、当該確認申請書を訂正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで